

平成 26 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 3 号

平成 26 年 6 月 13 日（金曜日）

議事日程 第 3 号

平成 26 年 6 月 13 日（金曜日）午後 3 時開議

- 日程第 1 議案第 29 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
 - 日程第 2 議案第 30 号 玉村町地区計画審議会条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 32 号 平成 26 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第 4 請願の審査報告
 - 日程第 5 陳情の審査報告
 - 日程第 6 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 7 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 29 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 30 号 玉村町地区計画審議会条例の制定について
- 日程第 3 議案第 32 号 平成 26 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 請願の審査報告
- 日程第 5 陳情の審査報告
- 日程第 6 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 7 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第 1 議案第 33 号 工事請負契約の締結について（第 4 保育所建設工事）
- 追加日程第 2 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 玉議第 3 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 玉議第 4 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第 5 玉議第 5 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊彦君
3番	石 内 國雄君	4番	笠 原 則孝君
5番	齊 藤 嘉和君	6番	備前島 久仁子君
7番	筑 井 あけみ君	8番	島 田 榮一君
9番	町 田 宗宏君	10番	三 友 美恵子君
11番	高 橋 茂樹君	12番	浅 見 武志君
13番	石 川 眞男君	14番	宇津木 治宣君
15番	川 端 宏和君	16番	柳 沢 浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝道君	副 町 長	重 田 正典君
教 育 長	新 井 道憲君	総 務 課 長	高 井 弘仁君
経営企画課長	金 田 邦夫君	税 務 課 長	月 田 昌秀君
健康福祉課長	小 林 訓君	子ども育成課長	齋 藤 修一君
住 民 課 長	山 口 隆之君	生活環境安全課長	齊 藤 治正君
経済産業課長	大 谷 義久君	都市建設課長	高 橋 雅之君
上下水道課長	木 暮 秀博君	会計管理者兼会計課長	金 井 満隆君
学校教育課長	小坂橋 保君	生涯学習課長	井 野 成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○開 議

午後 3 時開議

議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

議長（柳沢浩一君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 5 議案が提出されました。

本日午前 11 時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 5 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、5 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 議案第 29 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議長（柳沢浩一君） 日程第 1、議案第 29 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

経済建設常任委員長（備前島久仁子君） 経済建設常任委員会に付託になっておりました議案第 29 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての審査報告をいたします。

文化センター周辺地区は、定住化促進事業に基づき、市街化区域に編入する計画となっていて、用途地域を定めるとともに地区計画を定めることが条件となっております。用途地域は、都市計画で定めれば建築確認の審査対象となりますが、地区計画は本条例で定めることにより、建築確認の審査対象とすることができます。

本条例で定める内容は、建築物の用途の制限、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限などで

す。この内容を条例で定めることで、地区にふさわしい土地利用が可能となるため、本条例を新たに制定するものであります。

経済建設常任委員からは大変活発な質疑が出ました。大変時間をかけて慎重に審査し、その後表決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。詳細はお配りいたしました資料をごらんください。

議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第2 議案第30号 玉村町地区計画審議会条例の制定について

議長（柳沢浩一君） 日程第2、議案第30号 玉村町地区計画審議会条例の制定について議題といたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） 第3条ですね、審議会委員は5人以内とするということで、学識経験者、区長会長、副町長となっていますが、公募が入っていないのは何ででしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 第3条で公募の委員という方が入っていないということでございます。この中で5人以内ということで検討させていただいて、区長会長、副町長、それ以外に学識経験の中で3名ということで範囲をとってございます。こういう中で建築設計士だとか、土地家屋調査士だとか経験者というような方を選考できればということで、今回はその公募というものまで考えていないというのが状況でございます。

議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） この審議会はかなりそうすると専門性を要するということになって、そういう学識経験者を重視するということはわかったのですが、これでいくと何か女性が入っていかないような気がするのですけれども、女性の審議委員の予定としてはどのようなことでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 先ほど申し上げましたように、女性の審議委員さんということでございます。女性の審議委員さんが学識経験の中で選考できればというものもありますので、今後の検討課題ということにさせていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） できれば審議委員の中に女性を入れて行ってほしいと思います。以上です。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第32号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

議長（柳沢浩一君） 日程第3、議案第32号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
について議題といたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） 補正予算でいいのですよね。19ページではなくて、20ページのほうになるのですが、この19ページの農地・水から今度は多面的機能支払交付金事業というふうになると思うのですが、この補助金の財源内訳を教えてください。

議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

総務課長（高井弘仁君） これにつきましては、特別交付税が全額充たるということで、今回の補正予算の中でもこの多面的の部分の855万3,000円と農地・水の703万8,000円減額の差額分が特別交付税として計上してございます。よろしくをお願いします。

議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） 農地・水の事業も全部特別交付税で賄っているのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

総務課長（高井弘仁君） そのとおりでございます。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

6番（備前島久仁子君） ページが23ページ、東部スポーツ広場の管理事業ですが、17番目に土地の購入費がありまして、これ今まで借りていたということなのですが、この東部スポーツ広場で何割ほどがまだ借りている面積、土地があるのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 今回東部スポーツ広場で1名の方から、ぜひうちの土地をもう賃貸借ではなくて購入してほしいということでご要望があったということで、ご説明もさせていただきます。

した。今回857平米ほど購入をする予定です。まだ残りが4,200平米ほど、3件の方から残りをお借りをするところがあるということでございます。これは、事業が平成2年からですかね、始めさせていただいて、最初のうち購入ということで調整をさせていただきましたが、それに応じていただけない方から借りておったということで、今現在では今回この購入を行うと、残り3戸で4,200平米ほどが残るということでございます。

議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

6番（備前島久仁子君） ということは、この3件の方に関しては、今後もその交渉をしていくということですか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） まだ今後も全部当初から町がこれは買う方針でありましたので、今後も続けていきたいというふうに考えています。

議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

6番（備前島久仁子君） このスポーツ広場の範囲なのですけれども、西側のあの駐車場までも全部含めている部分ですか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 申しわけございません。スポーツ広場自体ということで、ほかに駐車場という今ご質問でございますが、駐車場につきましては、やはり2件の方から借りていまして、あそこの面積が約2,350平米ほどございます。このところにつきましては、今現在購入する予定はございません。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第4 請願の審査報告

議長（柳沢浩一君） 日程第4、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号2、新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について議題といたします。

本請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

総務常任委員長（石川眞男君） お世話になります。それでは、総務常任委員会で審査いたしました新聞への消費税軽減税率適用を求める請願、請願者は群馬県前橋市古市町1 50 2、上毛新聞社販売局内、群馬県新聞販売組合理事長、金井さんであります。

これを委員会で審査しました結果、満場一致で採択ということになりました。

内容については、審査資料をお読みいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

委員長の審査報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、請願受理番号3、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願について議題といたします。

この請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

総務常任委員長（石川眞男君） それでは、審査報告いたします。

「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」、この提出をお願いしたいという請願です。これは、請願者は前橋市本町3 9 10、群馬県労働組合会議議長の真砂貞夫さんであります。

当委員会は、審議した結果、賛成多数をもって採択といたしました。

そのことを報告いたします。よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 何点かそのわからない点があるのですが、それで質問をします。

群馬県の最低賃金は707円と、その次に最も低い地方は664円とありますが、これは何県ですか。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） ここは何県ですかという議論は、審査の中ではありませんでした。要するにこういった形での話があって、ここでちょっと休憩してもらえますか。

議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

議長（柳沢浩一君） 再開します。

議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） この質問は何回してもいいのですか。

議長（柳沢浩一君） 3回。

9番（町田宗宏君） では、まとめている質問しましょう。

群馬県よりも低い最低賃金の県は何県ですか。

それから、他の先進国の多くが最低賃金を1,000円以上としていると、こうありますが、アメリカ、イギリス、フランスは幾らですか。

それから、この最初に配られた趣旨、この請願の趣旨の説明の中に「アジア諸国でも、最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んで」云々とありますが、具体的に聞きます。中国、韓国、ベトナム、インド、インドネシアの最低賃金は幾らですか。

それから、最低賃金の文書の最後のほうにいきますと……

議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時19分再開

議長（柳沢浩一君） 再開します。

9番（町田宗宏君） まだ質問続きますから。

それから、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げるというぐあいには書いてありますが、どれぐらいのことを考えたのか、審査の中でですよ。

それから、その中小企業に国から支援すると、その支援の仕方とそれが財政に及ぼす影響はどのように審査の中で考えましたか。

それから、その意見書の中のずっと最後のほうにいきますと、下記事項について早期に実現するよう強く求めると、そういう文章があるのですけれども、それで1項目めに、群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて大幅に引き上げると。群馬県のがここに入ってきているのですね。それで宛先は総理大臣ですとか、それから厚生労働大臣宛てになっているわけです。それから、群馬県の労働局長もちろんあるのですけれども、この1項目を内閣総理大臣、群馬県のことですから、これを内閣総理大臣なり厚生労働大臣宛ての文書の中にそのまま入れたのか、その審査の過程でなぜそうしたかと。以上。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） 要はこの最低賃金を上げる、そして中小企業を支援するということの概括的な大切さということが、今のこの意見書を出すというか、この議論の中で多くありました。例えばこれから成果主義になっていくと、残業代を払わないような働き方も認めてくると、そういった中で本当に置いていかれる労働者がたくさん出てくるという中で、最低賃金を幾らと決めるのはそれは政府とかそういったところですから、ただ町の委員会の考えとして、やはり労働者の最低賃金は上げていかなければならない。そして、支払えるような状況を中小企業に対しても支援していかななくてはならないという意味でやったので、私たちに幾ら上げろという、そういうものを上げろということが、上げると要請することが大事で、それを決めるのは当該機関だという判断ですので、そういった形で判断しました。

議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） その質問をした中身、具体的には審議しなかったと、こういうことですか。要するに先進国は1,000円以上だと、こう書いてありますけれども、具体的に幾らなのだと、アメリカとかイギリス、フランスはね。そういうこととか、アジアの国でも最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んであるけれども、具体的にどこの国で幾らぐらいと、最低賃金幾らと設定したと、それもいつごろ議論が盛んになって、いつごろ幾らに設定したのかということについて、具体的な議論はしなかったということですか。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） それはしておりません。そういった資料の中で出てきたものから、それを材料に我々は審議したということです。よろしくお願いします。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本請願に対する討論を求めます。

最初に反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 反対討論をします。

今皆さん、私の質問に対する委員長のお答えをお聞きになったと思うのですが、この意見書の中身

について、先進国どこの国が幾らだとか、あるいは群馬県よりも低い最低賃金はどこだと、あるいはアジアの国々、最近その最低賃金のアップが行われていると、それについても具体的な答えがないと、あるいは最低賃金の格差をなくして大幅に引き上げるといったって、それが実際にどれぐらいの賃金を考えているのだとか、あるいは中小企業全体にその最低賃金をアップさせるためにどれぐらいの国の支援が必要なのか、それが国の財政にどのような影響が及ぶのかといったことについて、ほとんど審議されないでこれを採決されたということです。

玉村町議会議長、柳沢浩一名で総理大臣なり厚生労働大臣あるいは群馬労働局長宛てに意見書を提出するからには、そういったことをしっかり検討した上で国のほうから質問をされてもどンドン答えられると、そういう状態にして私は意見を述べるべきであると思うのです。そうしませんと、議長に恥をかかせることになる。玉村町議会はそういった具体的なことも検討しないで意見書を出すのかと、そう思われるのが私としては非常に不愉快に感ずるわけです。それで議長にも申しわけないと思うのですよ。

したがいまして、私は本意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、群馬労働局長に提出することについては反対であります。終わります。

議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君登壇〕

8番（島田榮一君） 賛成討論を申し上げます。

私は一般論として、今景気が上向きになってきたところで、大企業は賃金を上げようとしております。現実に上がってきております。ただ置き去りにされているのが、中小企業であるとか、非正規労働者、この格差社会の進展は非常に深刻な問題があると思うのです。そういったことを考えて、国際水準を見たときにも、確かに日本は低いのです。そういったことで、この際上げるべきだろうというふうな判断をしたところです。

以上で賛成討論といたします。

議長（柳沢浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

委員長の審査報告は採択とするものであります。

しかし、異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

○日程第5 陳情の審査報告

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第5、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号1、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書について議題といたします。

本陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

総務常任委員長（石川眞男君） どうもお世話になります。この陳情は、先の議会から陳情されていまして、しかしこの協同労働という意味合いが私たちもつかみ切っていなかったということで、継続審査ということで1日組んで、現地にいろいろ視察に行ってきた、そういう経緯があります。

協同労働の協同組合は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や地域のさまざまな課題に取り組むための組織として期待されているということで、本陳情は3月に定例会で継続審査になっているものです。

そういったことも踏まえて審査しました結果、この案件、つまり「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書、これを出された陳情者は前橋市下大屋町2725、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会、北関東事業本部群馬エリアマネージャー、村上博典さんであります。

そして、審査結果は採択というものです。

詳しくはお手元の資料をごらんいただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 3月の委員会で継続審査になったと、その継続審査になった理由と、その後のような調査研究をされて、その結果採択と決めたと、その理由をお聞かせください。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） この協同労働の協同組合という言葉が聞きなれなかったのですね。

それで、しかしその趣旨を読んだところで、もうこれは採択すべきだという委員もいたのです。しかし、私はやっぱりみんなが多くの方が納得した上でやったほうがいいのではないかという意味で、皆さんで継続になって、その後4月、ここで埼玉の深谷市ですかね、埼玉北部の4事業所を視察いたしました。まず、豆腐をつくる「とうふ工房」、それから1997年に高齢者の配食事業として「愛彩」を始めているその弁当の工場ですかね。その後、福祉事務所としての「だんらん」、「ほほえみ」、「だんらん上柴」と、そういったものを見る流れの中で、みんな出資しながら働き合う、そして経営に参加していくという中で、本当に今の社会の中でなかなか派遣切りとかそういう中で、人生に失望している人たちを抱え込むというか、ともに働いてともに地域に役立っていくような、そういった仕事の仕方を見てきました。

それで、NHKで放送されたビデオも見せてもらいまして、NHKの夜7時半からのあれですよ、それが協同労働のちょうど特集の番組だったのですけれども、そういうものを見てきて、まさに今本当に多くの若者がともすれば生きづらくて精神を病んだり、まして命をみずから絶つような状況がある中で、この労働、こういった働き方が一つの弱い人たちが希望を持てるような働き方ではないかということを委員それぞれが確認したというか、感じたのではないかと思います。その結果がこういった審査結果になっていると思いますので、全員一致での採択となりました。よろしくお願ひします。

議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 埼玉の深谷市ですか、この協同労働でうまくやっているという話ですね。それで法律がないと、どういう問題があるのですか。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男議員、挙手をしてください。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） 結局社会保険とかそういったケアができないので、NPO法人みたいな形での組織で、それで社会保険とかそういうものに入っているということですね。それで、これはたしか坂口厚生労働大臣でしたっけね、あの時代にもう坂口厚生労働大臣が中心的に言うところまちょっと大げさなのだけでも、一緒になって相当な国会議員の議運もできています。ということもまもういっているこれ状況なのですよ。それで、今この厳しい状況、雇用環境が厳しい中で、こういった働きでみんなが助け合うのだと、補い合うのだという新たなコミュニティーの場だという形で注目されている働き方です。

この群馬県にもそういったところもありますし、そういった働き方をしているのがこの町内にも出てきています。だから、むしろこういった働き方をしている人が、この町のいわゆるいろんな形での課題を解決する一つの施策になるのではないかなという感じを私個人は思っていますけれども、以上

です。

議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 大変いいことのようにですけども、なぜこの法律がなかなか成立しないのですか。

議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

総務常任委員長（石川眞男君） 国会の政治状況に左右されている、かなり条文化の手前までいったらしいのですよ。ところが、そこで政権交代とか、いろんなもっと大事なというのが急浮上してしまって、それで解散して、やっぱりこういうところに手が届かないような状況が今来ているのだと思います。しかし、やはり今はアベノミクスということで、一部のところには本当にいいのかもしれないけれども、なかなかかかれていますね、地方がね。そういった中で、なかなか高齢者の雇用、それから非正規で働く人たち、雇いどめされた人たちの救済というか、本当の人間の力を引き出すための新たな働き方という協同労働ですので、聞きなれない言葉でしょうけれども、私たちはこの法律をつくって、弱き者同士が助け合っていけるような環境をつくっていくのが、むしろ望ましいところではないかと思ひまして、採択していますので、町田議員もひとつ賛成よろしくお願いします。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

ここで委員長、自席に戻ってください。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

委員長の審査報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

○日程第 6 開会中における所管事務調査報告

議長（柳沢浩一君） 日程第 6、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

○日程第 7 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（柳沢浩一君） 日程第 7、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

○追加日程第 1 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（第 4 保育所建設工事）

議長（柳沢浩一君） 次に、追加日程第 1、議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（第 4 保育所建設工事）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

第 4 保育所建設工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、8 業者の参加申し込みがあり、5 月 2 9 日に入札執行をいたしました結果、玉村町大字福島 4 5 番地の 2、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、小林多恵夫が消費税込み 3 億 9 , 9 6 0 万円で落札をいたしました。

つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

本工事は、昭和 4 0 年に開所した第 4 保育所が、施設の老朽化が進んでいることや待機児童対策としても期待できることから建設工事を行うものでございます。主な内容としましては、4 , 5 3 6 平米の敷地に、木造平家・建築面積 1 , 6 0 5 平米の保育所を建設するものでございます。また、敷地

内には保育所専用の駐車場も設ける予定でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○追加日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（柳沢浩一君） 追加日程第2、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成20年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております柳澤政章様におかれましては、この7月17日に2期目の任期が満了となります。長きにわたり町行政にご尽力をいただき、この場をおかりして感謝を申し上げます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上福島979番地にお住まいの阿佐美恒治氏を選任いたしたく提案をさせていただくものでございます。

阿佐美氏におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、税務課長を初めとする要職を歴任、この間固定資産評価員も務められております。固定資産税について精通されており、知識経験が豊富で、適任者であると思っております。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○追加日程第3 玉議第3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について

議長（柳沢浩一君） 次に、追加日程第3、玉議第3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について議題とします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君登壇〕

13番（石川眞男君） お世話になります。今提案理由がありました意見書の採択をお願いしたい

と思います。

上記の議案を今提出しまして、皆様のご理解によって意見書として提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○追加日程第4 玉議第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（柳沢浩一君） 追加日程第4、玉議第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について議題とします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君登壇〕

13番（石川眞男君） お世話になります。先ほど最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についての請願を総務常任委員会で採択したということを報告しまして、その結果、本会議でこの意見書提出が採択されました。そのことにより、今の意見書案を提出したものです。

よろしくご審議をお願いします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） この意見書を出すことについては賛成でございますが、記の中の4番の中小企業に対する下請代金の一方的引き下げや支払い延滞等をなくすための施策を強化することというのは、この3番のところにも含まれますし、この文章が導き出される文章等が本文に入っていないので、どういう形でこれは入ったかということをお教えください。質問いたします。

議長（柳沢浩一君） 13番、石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 中小企業支援策と最低賃金の改善という大枠の中での文言ですので、その辺から理解していただければと思います。よろしくお願いします。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

町田宗宏議員、反対ですか。

はい、どうぞ。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 先ほども反対討論をしましたが、それに加えて賛成討論で一般論としてそれでいいのではないかと、そういう賛成討論をされましたが、そんないいかげんな考えで総理大臣にまで玉村町議会議長の名前でやられたのでは、玉村町の名が廃りますよ、本当のこと言って。そういうことです。だから、そういう一般論として上げるなんていう賛成討論はやらないでもらいたいと思いますよ。

それから、反対討論のところでも述べたのですけれども、群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて大幅に引き上げること、何で群馬県しか限らないのを内閣総理大臣、厚生労働大臣まで上げるかと。これはちょっと内閣総理大臣、こんなの読まないと思いますけれども、上げたときにですよ、群馬県玉村町議会は何考えているのだと、こう言われると思うのですよね。

よって、この意見書の提出は反対です。

議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君登壇〕

14番（宇津木治宣君） 本意見書に賛成の立場から討論を行います。

憲法では、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定をしております。この趣旨に基づき、最低賃金を決めている最低賃金法があります。現実に今アベノミクスの影響で一部企業では景気がよく、大企業では内部留保を抱えているということが新聞などでも報道されているとおりであります。

昨今の玉村町議会におきましても、人口減少問題が議論の的になっています。今後人口減少社会を迎え、正規雇用の労働者が年収200万円以下、最低賃金で働くとフルタイムでも120万円程度と、これでは結婚しても子供を産めといても無理な状況があり、これらの問題を解決する意味からも最低賃金の改善を求める声が上がるのは当然のことだと思います。

また、最低賃金で働くサービス業や中小企業で働く人が多いため、これらの中小企業の支援策とあわせて実施しないと問題が起こるのではないかと。そのため本意見書は、これらの意味も中小企業支援策も含めて意見書を上げるということとなっております。ぜひ今議会で採択をしていただき、意見書を上げるべきだと、賛成討論といたします。

議長（柳沢浩一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○追加日程第5 玉議第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

議長（柳沢浩一君） 追加日程第5、玉議第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について議題とします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君登壇〕

13番（石川眞男君） 何度も済みません。これが最後ですので、よろしくお願いします。

先ほどちょっと説明の中でNHKの番組と言いましたけれども、「クローズアップ現代」です。どうも最近ど忘れが激しくなって、申しわけないですね。

先ほど陳情が採択されたということにより、今事務局が読みました意見書を国のほうに提出したいと思っておりますので、どうか皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長挨拶

議長（柳沢浩一君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成26年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、御礼の言葉を述べさせていただきます。

本定例会は、6月5日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様には追加議案を含む11議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。提案しました全ての案件について、原案どおりご議決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問では10人の議員さんから町政各般についての質問がございました。この中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、今後の行政執行に反映できるように努力をしてみたいと思っております。

さて、2月に開通いたしました高崎玉村スマートインターチェンジにつきましては、利用者が予想よりもふえております。また、今月末には圏央道高尾山から相模原愛川の間が開通し、東名高速が都心を通らずに関越道とつながることとなり、ますますスマートインターチェンジの利用者は増加するのではないかと予想されております。

さらに、この夏には東毛広域幹線道路が全線開通し、アクセスが飛躍的向上をいたします。この恵まれた環境を生かすため、今後も議員各位のご意見を十分伺いながらまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今月には富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産に登録される見込みでございます。県を挙げて、また国を挙げての喜びと、これを契機として群馬県全体が一段の盛り上がりと活況になればと思うとともに、県民の総力を結集していく必要があると考えております。町長といたしましても施策をしていかなければなりません。議会の皆様と執行と力を合わせ、推進をしたいと思っております。

最後になりましたが、梅雨の季節となり、天候不順なうっとうしい日々が続き、体調を崩しやすい時期ですので、議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長挨拶

議長（柳沢浩一君） 私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

平成26年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今定例会

は6月5日に開会し、本日までの9日間にわたり、10人の議員からの一般質問や条例の制定、補正予算等の議案審議に際し、熱心かつ活発な議論が交わされ、全議事を議了し、無事閉会の運びとなりました。

執行におかれましては、本会議等において示されました議員からの意見や提案を十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう、強く要望を求めるものであります。

また、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分に留意をされ、ますます活躍されますことをお祈りいたします。

○閉 会

議長(柳沢浩一君) これをもちまして、平成26年玉村町議会第2回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後4時13分閉会